

健習発0401第1号  
平成23年4月1日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課  
生活習慣病対策室長

「第2次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について

食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に基づく標記計画の決定に伴い、今般、「第2次食育推進基本計画」の決定について（医政発0401第7号・健発0401第25号・食安発0401第4号・雇児発0401第18号 厚生労働省医政局長、健康局長、医薬食品局食品安全部長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）が発出されたところであるが、健康づくりのための食育の推進の観点から、さらに下記の事項に特段の御配慮をお願いするとともに、その適切な運用に努められたい。

#### 記

##### 1 地方公共団体による食育推進計画の見直し等について

食育基本法第17条及び第18条において、都道府県及び市町村は、食育推進基本計画を基本として、食育推進計画（以下「計画」という。）の策定に努めることとされている。第2次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・政令市・特別区における計画の見直しに当たっては、関係部局等との連携を十分に図るとともに、健康日本21や都道府県及び市町村の健康増進計画の内容及び動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しをお願いする。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村において、すでに計画を策定している場合にはその見直し、計画を策定していない場合にはその策定の支援をお願いする。

## 2 健康づくりに関する食育推進目標の達成に向けた取組について

### (1) 朝食を欠食する国民の割合の減少

(平成27年度までに15%以下：20歳代及び30歳代男性)

20歳代及び30歳代男性における朝食を欠食する者の割合については、依然として改善傾向がみられないことから、朝食摂取するための具体的方法の提示とともに、生活環境や労働環境の改善など環境整備も含めた取組の推進をお願いする。

### (2) 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加（平成27年度までに60%以上）

健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が自分にとって必要な食事の量を把握し、その人に適した食事をとることが必要であることから、「食事バランスガイド」、「日本人の食事摂取基準」等を参考に食生活を送る国民の割合が増えるよう、これらの更なる普及啓発をお願いする。

### (3) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加（平成27年度までに50%以上）

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念についての普及は進んだが、その予防や改善のための実践を行う者は約4割にとどまっていることから、適切な食事、定期的な運動、定期的な体重計測について、継続的に実践するための支援の推進をお願いする。

### (4) よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加（平成27年度までに80%以上）

健やかで豊かな生活を過ごすには、十分な口腔機能の発達、維持が必要であり、そのためには、よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心をもち、実践することが重要であることから、バランスのとれた食事の内容とともに、食べ方への関心が高まるような普及啓発をお願いする。

### (5) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加

(平成27年度までに37万人以上)

食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践につなげるためには、地域に根ざし、住民の身近で日々の活動に関わる食生活改善推進員等のボランティアの取組が不可欠であることから、その重要性を理解し、ボランティアの育成及び支援をお願いします。

### 3 地域における食育推進の体制整備について

#### (1) 食育の実践に向けた多分野にわたる活動の推進について

第2次計画では、「周知から実践へ」がコンセプトとされ、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進が重点課題として掲げられていることから、保健分野にとどまらず、医療、介護、福祉分野とともに、生産・流通、経済、環境、教育といった多分野における取組に健康づくりを意識した活動を組み入れていく等の幅広い連携体制の整備をお願いします。

#### (2) 専門的知識を有する人材の養成・活用について

地域において食育の推進が着実に図られるよう、都道府県や市町村に管理栄養士等の配置を推進するとともに、多分野にわたる活動の総合的な企画・調整に当たる管理栄養士等の資質向上を図るための研修等の充実をお願いします。

また、地方公共団体が実施する食育に関する料理教室や体験活動、各種イベント等において、高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用をお願いします。なお、社団法人調理技術技能センターにおいて、地域の食育活動に積極的に参画いただける専門調理師の名簿を整備していることを申し添える。